

介護保険事業者における事故発生時の取扱いについて

益田市

介護サービスの提供中に発生した事故について、益田市に報告する場合の手続等について定められました。下記事項を参考に、報告をお願いします。

1. 事故発生時の対応

事故が発生した場合、事業者は速やかに応急措置を行い、必要に応じて医療機関に受診の手続を行うとともに、家族に連絡してください。その後、速やかに益田市、居宅介護支援事業所等に報告してください。

2. 報告の対象

介護サービスの提供中（送迎を含む。）に発生した事故について報告してください。

注1：送迎については、介護保険の報酬対象部分の送迎だけでなく、施設への入退所時等の報酬対象以外の送迎も含まれます。

注2：後日事故が判明したとしても、その原因が介護サービスの提供中に発生したものであれば報告してください。

3. 事故の範囲

事業者の過失の有無を問わず、次の各号のいずれかに該当すれば報告してください。

(1) 医療機関での受診を要する傷害事故又は死亡事故が発生した場合

注1：念のために受診したが、治療を必要としなかった軽いケガは除く。

注2：利用者の過失による事故であっても、(1)に該当する場合は報告してください。

注3：疾病による死亡であっても、介護サービスの提供中の死亡事故であれば報告してください。

(2) 食中毒又は感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第9項に規定するものをいう。）が発生した場合

注1：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条については別紙のとおりです。

注2：感染症又は食中毒の発生が疑われる際の報告は、以下の①～③に該当する場合に行ってください。

① 同一の感染症若しくは食中毒による重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合

② 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

③ ①、②に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、事業者が報告を必要と認める事故が発生した場合

注：事業者が報告を必要と認める事故とは、利用者への虐待、体罰、人権侵害、利用者からの預り金の横領等が考えられます。

4. 報告書の提出について

(1) 報告書の提出は、緊急その他のやむを得ない事情がある場合を除き、電子メールにより行ってください。

(2) 第1報は、少なくとも別記様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後5日以内を目安に提出してください。

(3) 状況の変化があったときは、第〇報として、追加報告を提出してください。

(4) 事故処理が終了したときは、最終報告として別記様式内の1から9の項目までについて記載し、提出してください。ただし、第1報の時点で事故処理が終了している場合は、第1報をもって最終報告とすることができます。

提出先

〒698-8650 益田市常盤町1番1号
益田市役所福祉環境部高齢者福祉課（事業者指導係）
MAIL:koreifukushi@city.masuda.lg.jp
TEL:0856-31-0218
FAX:0856-24-0181

5. 適用年月日

令和4年4月1日以降の介護サービスの提供中に発生した事故について報告してください。